

## 第 10 章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

- 1) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について -----103

### 1) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和 57 年 3 月 29 日付け建設省官技発第 116 号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「10. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。

ただし、これにより難しい場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和 57 年 3 月 29 日付け建設省官技発第 116 号）によるものとする。

#### 1. 増加費用等の適用及び範囲

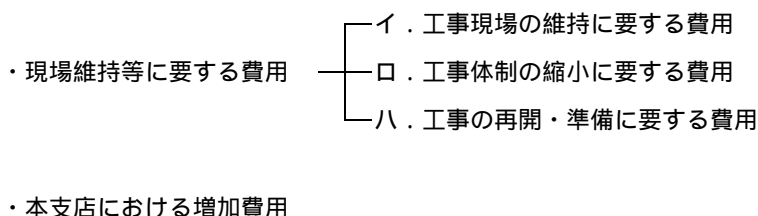
##### 1-1 増加費用等の適用

増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用するものとする。

なお、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な維持工事である場合、及び一時中止期間が 3 箇月を超える場合は適用しないものとする。

##### 1-2 増加費用等の範囲

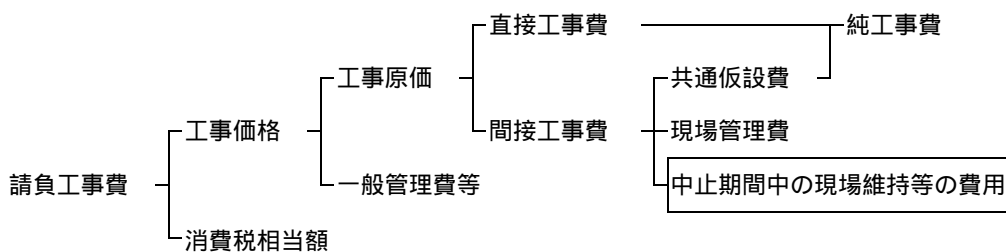
一時中止に伴う増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。



#### 2. 増加費用等の算定

##### 2-1 増加費用等の構成

増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

（注）一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

## 2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用

(1) 中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

## 1) 積上げ項目

積上げ計上する項目は、直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。

イ．直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

ロ．直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

## 2) 率で計上する項目

一時中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。

イ．運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。

ロ．安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用

（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

ハ．役務費の増加費用

仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

ニ．営繕費の増加費用

現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

ホ．現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

## (2) 算定方法

一時中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。

$$G = dg \times J +$$

ただし、

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（%小数第 4 位四捨五入 3 位止め）

（前記 2-2(1)2) に示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

：積上げ費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

（前記 2-2(1)1) に示す積上げ項目）

## 1) 一時中止に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\}$$

ただし、

dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（%小数第 4 位四捨五入 3 位止め）

（前記 2-2(1)2) に示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

N：一時中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。

A：

B：

a：

b：

各工種毎に決まる係数（別表 - 1）

別表-1

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地 （DID 地区・準ずる地区）				
河川工事	616.0	650.8	673.0	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	150.3	158.8	164.3	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	87.9	92.8	96.0	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	282.9	298.9	309.1	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	458.6	484.6	501.1	-0.2612	0.0717	0.4607	
PC 橋工事	396.9	419.3	433.7	-0.2330	0.8742	0.3058	
舗装工事	377.8	399.2	412.8	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	174.7	184.6	190.9	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	129.0	136.3	140.9	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	244.8	258.6	267.5	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	125.8	132.9	137.4	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	80.0	84.5	87.4	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	366.0	386.7	399.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	364.6	385.3	398.4	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	112.7	119.1	123.2	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	88.7	93.8	96.9	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	203.6	215.1	222.5	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	293.2	309.8	320.4	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	423.4	447.4	462.6	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	214.1	226.2	234.0	-0.1615	8.1264	0.1740	